

# インターネットを利用したクレジットカードによる 鳥取県への「ふるさと納税」の寄附のお手続きについて

**YAHOO! JAPAN** 公金支払い MasterCard, VISA, JCB, ダイナース, American Expressのいずれかの  
ロゴのあるクレジットカードでお支払いいただけます。

## ① 寄附のお申込み

お申込みは、  
随時できます。

ホームページの「鳥取県の寄附申込フォーム」から直接お申し込みください。

1万円以上の寄附をされた方には、寄附に対するお礼の品をお送りします。

※寄附のお申込み時に、別添パンフレットから1点選んでいただき、番号・商品名を該当欄に入力してください。

## ② 県からのお知らせメールの受信と寄附金のお支払い

寄附のお申込み後、財源確保推進課からクレジットカード納付用の「支払番号」及び「確認番号」をお知らせします。

メールは、お申込みから3～4日後、寄附金のお支払いは随時できます。

(事務処理上、お申込みからメールの送信までに、1週間程度かかることがありますのでご承知ください。)

その後**YAHOO! JAPAN**の「ふるさとに寄附しよう」ページから「鳥取県」を選択し、注意事項などをご確認のうえ、「支払番号」及び「確認番号」を入力してお手続きをお願いします。

## ③ 寄附金受領証明書のお受取り

カード利用日から  
3～5週間後

ヤフー様からの寄附金の入金確認後、財源確保推進課から「寄附金受領証明書」を郵送します。

(事務処理上、5～7週間程度かかることがありますのでご承知ください。)

寄附金受領証明書は、確定申告時にふるさと納税制度を活用した税の軽減措置を受けるために必要です。大切に保管してください。

## ④ お礼の品のお受取り

カード利用日から  
1～2か月後

寄附金の入金確認後、①の寄附のお申込み時に選んでいただいたお礼の品を、鳥取県または協力企業等からお送りします。

(事務処理上、2～3か月程度かかることがありますのでご承知ください。)

なお、一部のお礼の品については、協力企業等から寄附者に直接お送りするため、寄附者の住所、氏名及び電話番号を協力企業等に提供することになります。その旨ご承知ください。

## ⑤ 確定申告による税の軽減手続き

所得税の確定申告は、寄附された翌年の2月16日～3月15日の間に行ってください。  
(所得税の還付申告は、翌年の1月からできます。)

※寄附金控除を受けるためには、必ず確定申告をしてください。

最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うことにより、所得税の控除(または還付)と翌年度の個人住民税の税額控除(軽減)を受けることができます。

具体的な軽減額は、それぞれの方の所得や家族構成、寄附額などによって異なります。確定申告書の記入例については、3ページのとおりです。

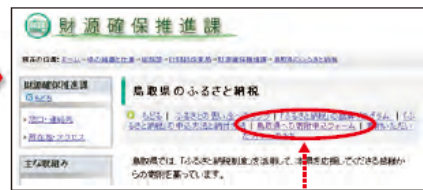
## クレジットカードで納付する場合のホームページの寄附申込フォームの入力例

○【とりネット / 鳥取県の公式ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp>】

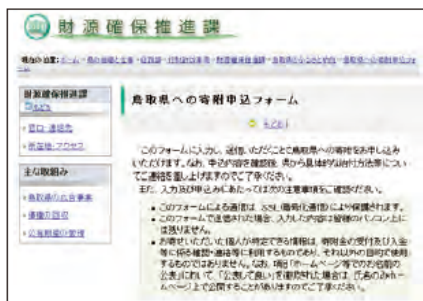


鳥取県のホームページを呼び出し、下にスクロールさせて、画像の横の「ふるさと納税制度」をクリックしてください。直接、「鳥取県のふるさと納税」のアドレスから、入ることもできます。

【鳥取県のふるさと納税 <http://www.pref.tottori.lg.jp/furusato/>】



項目中の「鳥取県への寄附申込フォーム」をクリックしてください。次の「セキュリティの警告」が出た場合は、「OK」を押してください。



この画面を下にスクロールさせて各項目を入力してください。

